

PLT でんき 電気受給 (太陽光の売電) 条件説明書 (重要事項説明書)

(株)ファミリーネット・ジャパン
代理事業者：ミサワホーム(株)

本書では、ミサワホーム(株)を代理事業者として、(株)ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）がお客様の太陽光発電の余剰電力を買い取る際の条件を説明します。詳しくは太陽光発電設備からの電力受給（買取）契約要綱（PLT でんき）および太陽光からの電力購入単価（PLT でんき）（以下「受給要綱等」といいます。）をご確認願います。なお、本書と受給要綱等とで記載が異なる場合は、本書記載の内容を優先するものとします。

1. 申し込み方法

当社所定の方法により申込みいただけます。

2. 電気受給開始予定日

電気受給開始予定日は、当社が電気受給申込を受領した日から起算して、3週間から2ヶ月後に到来する最初の検針日とします。ただし、実際の電気受給開始日は、当社がお客様に契約成立後お知らせする日となります。

3. 料金およびその算定方法

毎月の太陽光発電からの電力購入料金は、そのひと月の受給電力量にもとづき、次によって算定された金額とします。

太陽光発電からの電力購入単価（消費税等相当額込）※ひと月につき

1キロワット時につき	11円00銭
------------	--------

料金の算定方法（消費税等相当額込）

ひと月の購入電力料金 = 太陽光発電からの電力購入単価 × ひと月の受給電力量

4. 工事費等

計量器等は、当該一般送配電事業者等の所有とし、当該一般送配電事業者等の負担で取り付けます。ただし、必要最低限以上の費用を要する場合はお客様の所有とし、お客様の負担で取り付けいただくことがあります。電力受給の開始または受給契約の変更等に伴い、当該一般送配電事業者等が供給設備を新たに施設または変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、当該一般送配電事業者等から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

5. 受給電力量の計測方法および料金調定方法

- 受給電力量は、当該一般送配電事業者等が受電地点ごとに取り付ける計量器により計量いたします。
- 料金の算定期間は「1月」とし、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。
- 料金の支払は原則として、受給開始日の属する算定期間を1月目とし、12月目までの算定期間の料金を12月目の算定期間の翌月末日（銀行法第15条第1項に規定する休日に該当する場合、または当社の年末年始休業日に該当する場合は、前営業日とします）までに支払われるものとし、以降同様に12ヶ月に1回支払期日が到来するものといたします。

6. 料金その他の支払方法

料金その他は、お客様が別途指定する金融機関口座への振込により支払うものとします。ただし、お客様に債務（違約金、工事費負担金その他受給要綱等から生ずる金銭債務をいいます。）が発生する場合は、料金とその債務を相殺精算させていただく場合がございます。

7. 料金の確認方法

お客様のパソコン、スマートフォン等により料金をご確認いただけます。
書面による明細発行はございません。

8. お客様側の保安等に関するご協力

お客様には、以下の事項についてご協力いただく必要があります。詳細は、太陽光発電設備からの電力受給（買取）契約要綱（PLT でんき）19および30をご参照ください。

- 業務上必要とする場合に、当社もしくは当該一般送配電事業者等またはそれらの業務委託先がお客様の土地ま

たは建物に立ち入ることにご承諾をお願いします。

- ・当該一般送配電事業者等の発電設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等についてご協力をお願いします。
- ・お客様が電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社および当該一般送配電事業者等または登録調査機関に通知していただきます。また当該一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。当該一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客様の電気設備に適切な処置を行う場合に、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・当該一般送配電事業者等の発電設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または電気受給上・保安上必要な場合、お客様の電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。
- ・お客様が引込線、計量器等その他受電地点内の当社または当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合、またはお客様の電気工作物に異状・故障があり、それが当該一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに当社または当該一般送配電事業者等に通知していただきます。
- ・お客様が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。

9. 契約期間

- ・契約期間は、受給契約が成立した日から、廃止または解約により受給契約が消滅する日までといたします。ただし、当社は、この契約種別を終了する場合、契約終了の 6 ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、契約を終了することがあります。

10. 契約の変更・終了に伴う費用

・ 契約変更

お客様が設備容量を新たに設定もしくは設備容量を増加した後に、設備容量を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合、またはお客様が電気の受給を開始され、その後設備容量を変更する場合に、当社が当該一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合、原則としてお客様よりその精算金を申し受けます。

・ 契約の終了

お客様からの申し出により、お客様が当社との受給契約を解約される場合、またはお客様の責めとなる理由により当社が受給契約を解除または解約する場合においても、違約金をお客様より申し受けることはございません。

11. お客様からの申し出による受給契約の変更・終了

- ・お客様が受給契約の変更を希望する場合、原則として違約金は発生しませんが、10.（契約の変更・終了に伴う費用）に記載の条件に該当する場合、精算金を申し受けます。
- ・受給契約の廃止を希望される場合は、原則として、あらかじめ廃止期日を当社に書面でその旨を通知していただきます。詳細は、太陽光発電設備からの電力受給（買取）契約要綱（PLT でんき）25 をご参照ください。

12. 当社からの申し出による契約の終了

次のいずれかに該当する場合には、当社は受給契約を解除または解約する場合があります。詳細は、太陽光発電設備からの電力受給（買取）契約要綱（PLT でんき）26 をご参照ください。

- ・当該一般送配電事業者等により電気の受給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・お客様が料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他受給要綱等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合
- ・お客様が受給要綱等に記載されていることに違反した場合
- ・お客様が差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合
- ・お客様が破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなした場合
- ・お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると認められた場合
- ・当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合
- ・当該一般送配電事業者等が系統連系受電契約を解約した場合

13. 電気の使用方法

お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、発電設備を変更し、または専用供給設備を施設することにご協力をお願いします。

14. その他

- ・ お客様が契約開始以前に他の小売電気事業者や取次店（以下「小売電気事業者等」といいます。）との受給契約を締結せずに発電を行っていた場合においても、料金の適用は受給開始日からの適用となります。
- ・ 当社と新規にご契約いただくに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者等との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者等にお問合せ下さい。

15. 系統連系受電契約について

- ・ 当社は、当該一般送配電事業者等を代理して、お客様との間で、系統連系受電契約を締結いたします。
- ・ お客様が新たに系統連系受電契約の締結を希望される場合、または締結済の系統連系受電契約の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ・ お客様が系統連系受電契約の変更を当社に申し出ていただいた場合、当社は、発電量調整供給契約の変更として、当該一般送配電事業者等へ申し出いたします。
- ・ 当該一般送配電事業者等がお客様との系統連系受電契約を解約する場合、当社は、お客様の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします。
- ・ お客様は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を当該一般送配電事業者等が無償で受電することについて、系統連系受電契約の締結に際し、あらかじめ承諾することといたします。
- ・ **お客様は、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金について、当該一般送配電事業者等が指定した金融機関を通じた払い込み等により、お客様自ら当該一般送配電事業者等へ支払っていただくものとします。**

16. 問合せ先

○太陽光の売電の申込み等に関する問合せ

ミサワホーム(株) (代理事業者)

住所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

☎：0120-082-330

受付：9:00～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

○電気の契約変更等に関する問合せ

(株)ファミリーネット・ジャパン (小売電気事業者 A0300)

住所：東京都港区愛宕二丁目5番1号

☎：0120-769-677 (カスタマーセンター)

受付：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

○停電時の問合せ

<北海道電力管内> 北海道電力ネットワーク(株) 問合せ窓口

<https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/index.html>

<東北電力管内> 東北電力ネットワーク(株) 問合せ窓口

(24時間365日受付) ☎：0120-175-366

(0120番号をご利用になれない場合は022-266-6810(通話料有料))

<https://nw.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/>

<東京電力管内> 東京電力パワーグリッド(株) 問合せ窓口

(24時間365日受付) ☎：0120-995-007

(0120番号をご利用になれない場合は03-6375-9803(通話料有料))

<https://www.tepco.co.jp/pg/user/contact.html>

<北陸電力管内> 北陸電力送配電(株) 問合せ窓口

(24時間365日受付) ☎：0120-837119